

中国古銅器における伝世の問題

——長安普渡村第二号墓の銅器について——

岡 田 芳 三 郎

陝西省長安県斗門鎮の南約二支里に、普渡村とよぶ村があるが、こゝは周の鎬京があつたと伝えられる豊鎬村の西南約三支里の地点にあつている。この村莊の東門外には無量廟があつたが、これは土地改革によつて農民李復興と楊誠意の住居として与えられたので、兩人はさつそく一九五一年の夏に、廟の東側の庭に井戸を掘りだし、ところがそこからは古銅器が八件も出てきたので、驚いた兩人は工事を中止し、少しはなれたところに改めて井戸を掘つたと云う。

この知らせをうけた考古研究所の陝西調査発掘団は一九五三・四年にこの遺跡をしらべ古墓（第二号墓）の構造を明かにすると共に、残余の遺物を取り出したが、同時にまたその北側から、もう一つの古墓（第一号墓）を発見した。石興邦氏が「考古学報」第八冊に発掘記をよせているのはこれらの古墓である。ところがその後、一九五四年にも農民楊忠信が墓窖をつくつた時に一群の古銅器を掘り出してゐる。その数は十七件にのほつているから、これは一段と大き

い規模の古墓であることが知られるが、その概況が「文物参考資料」に略報せられていただけで、くわしい状態はまだ報告されていない。しかし前記の古墓の性質を考える上にも重要な意味をもつてゐるので、必要な限りでこの大墓にもふれたいと思つてゐるが、こゝには正式に報告が行われている第二号墓について述べることにしたい。

さて中国古銅器の研究は、旧来からも年と共に発達してきてゐるが、しかしその資料がすでに遺跡から遊離してしまい、共存関係なども十分わからないような遺物である場合が大部分であつた点に、われわれはこれまで多大の困難を感じてきた。勿論これはひとり古銅器の場合に限ることではなく、中国における考古学的な研究の各方面において共通したことであつたが、それは云うまでもなく中国で学術的な発掘が行われた例が実に少なかつたことから來ている。ところが解放後、大規模にはじめられた基本建設工事にともなつて、地下からはおびたゞしい遺物が取り出されてきたばかりでなく、こ

こにあげた普渡村のような場合もあつて、従来ならば闇から闇に消えてゆく貴重な資料にも適当な処置が構ぜられ、公に記録もとゞめられるようになって、こゝに中国考古界は莫大な基礎資料をもち、空前の盛況を見ることゝなつた。

またその報告・研究書も「考古学報」のように相当しつかりした内容をもつものが定期的に発刊され、さらに「輝泉発掘報告」の如き立派な報告書も出だしたことは誠によろこばしい。それらをもととして、われわれも今後意氣を新たに研究をおし進めねばならないが、勿論そこに報告されている資料の中には個々の遺物としては、すでにあまり目新しくないものもあるう。しかしそれらは旧来のものとはちがつて、云わば身許がはつきりしている点で、資料的価値が非常に大きいものである。われわれが中国考古界の盛況に大きな喜びと期待とをよせる理由の一つはこゝにあるが、また注目すべき重要な新事実や新しい遺物が続々と現われてきている場合については、もはや改めて言うまでもない。

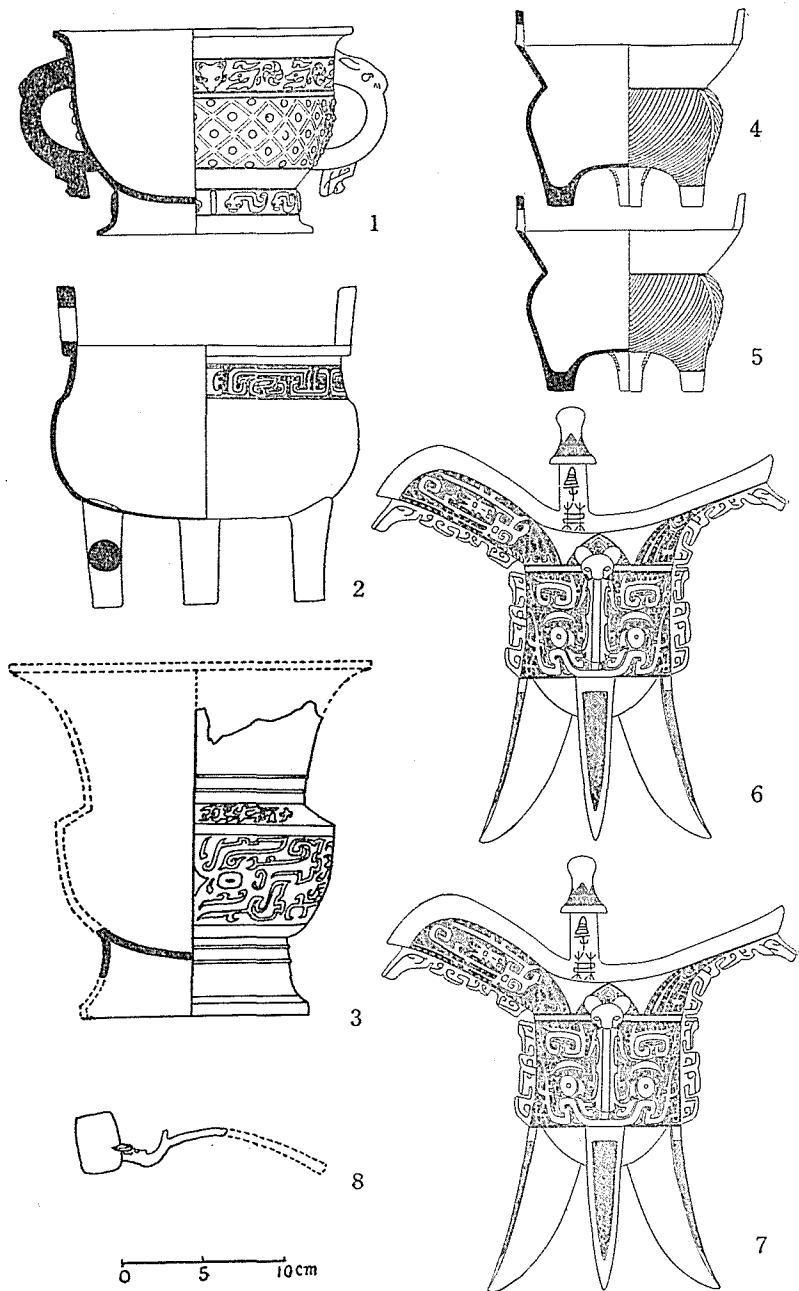
古銅器についても、その報文に精粗の差はあるが、すでにいくつかの新しい事実が報告されてきている。その何れもが重要な資料であるから、いづれ稿を改めて述べたいと思つてゐるが、こゝには新資料考察の第一歩として、前記普渡村の第二号墓をとり上げることゝした。それは略報ではなくて比較的精しく報告されていること

と、その内容において相当おもしろい問題をふくむのではないかと考えたからであるが、結果としては、本稿は何ら結論めいたものを持たず、むしろ問題を掘り起しただけに終つたことを、あらかじめことわつておきたい。

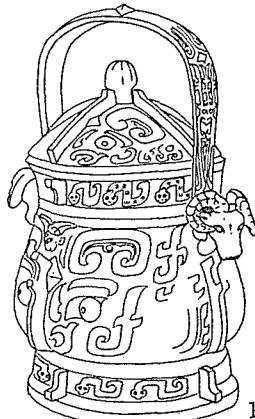
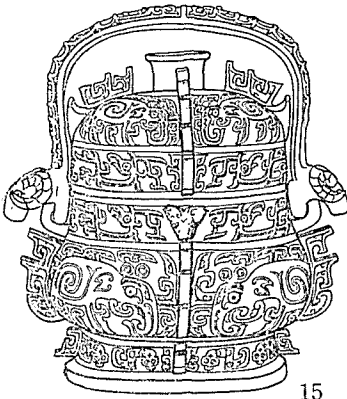
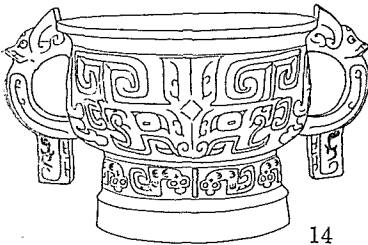
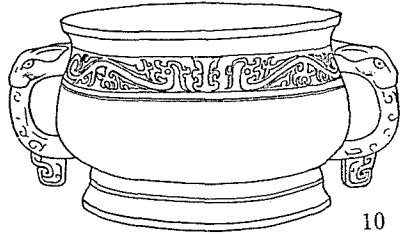
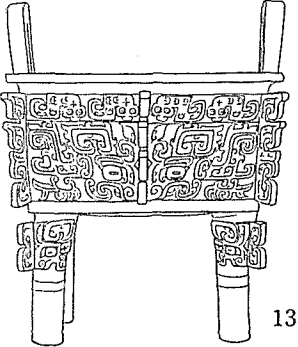
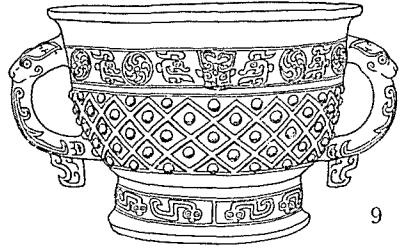
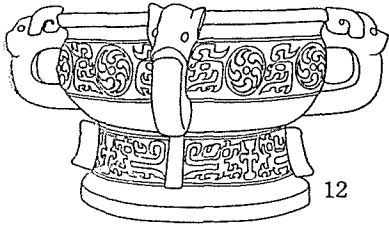
一

まず順序として、この古墓の概況を紹介しなければならぬが、銅器八件を出した第二号墓は長さ二・八米に幅一・〇四米、深さ一・六五米をはかるといふから、どこでも見られるような平凡な小さい堅穴葬墓である。方位は南北方向であるが、墓壙の南端には例の中止した井戸穴が大きく掘られており、銅器はこのあたりから出土した。また墓壙の中央から北寄りのところには第二の井戸穴が掘られているので、墓底の約半分はこわされてしまつてゐるわけである。

銅器その他の出土状態から見ても、おそらく墓主は南枕に葬られていたと思われるが、ちようとその胸から腰にあたる部分の墓底は、さらに十五種ほど掘りくぼめられていて、その中からは犬の骨が一匹分出てきた。このような特殊な構造を、中国では「腰坑」と呼んでゐるが、腰坑をつくつて犬を殉葬することは、殷代の墓に常見られる風習である。この腰坑と共に本墓について注意すべきことは、白色の灰となつてしまつてゐるが、木板の痕跡が不規則な曲線をな



第一圖 普渡村第二号墓出土の銅器



第二図 普渡村墓と関連をもつ諸器

しながら残つていたことで、これらはおそらく木棺を形作つていたものであらう。^④

*

墓標の説明は簡単であるがこの程度にとどめて、次に問題の中心である銅器を見よう。八個の組合せは尊一、爵二（以上酒器三）、篋一（以上盛器二）、鼎一、鬲二（以上烹熟器三）からなり、それに酒器の尊に附随すべき銅杓一個がそえられている。第一図は石興邦氏の報文にのせられた実測図をもとにしたものであるが、これらは何れも比較的小振りの、云わば平凡な銅器であつて、決して目をみはるような器はふくまれていない。しかしこの図を見ていちばん驚いたことは、その篋（図の1）が、バーデンのメントン氏所蔵の篋と如何にもよく似ていることである。後者は支那古銅精華第二冊一〇六図に出ているが（本稿第二図の9）、石興邦氏の報文にのせられた図版・拓影および実測図と改めて比較してみると、両者は器形から表飾に至るまで全くひとしいのみならず、メントン氏の篋は高さ十五・五釐であるのに対して、普渡村の篋は十五・四釐と記されているから大きさも同じであり、両者はますます一致点を強めてくる。これほど似た二つの器は、一墓から出た同形の戮器の場合のほか殆んど例を知らない。^⑤こゝに考へべき第一の問題があるわけであるが、それは後に述べることとして、さし当つてはこの篋が作ら

れた時期の問題を形式学的に考へて見よう。

もちろんそれにはこの器と関連をもつ諸器の集成図を示さねば十分でないが、紙幅の都合上、第二図には時代考定の、云わばキイ・ポイントにあたる諸器だけを集成図の中から選んでかゝげた。そこでまず普渡村出土の篋（第二図9）はそれと同形のメントン氏蔵の篋の把手上につけられた饗首であるが、それは全く写実的な兎の頭部を示している。このような饗首は諸図録に求めても比較的珍らしいものであつて、今のところメントン氏以外のものとしては第二図の10と11とに示した二例より他に私は知らない。ところがこの10の器は「御正衛篋」とよばれるものであつて、それには

五月初吉甲申懋父賞御正衛馬匹自王用作父戊宝尊彝

という銘文がある。^⑥御正衛に賞を与えた懋父は、別の器の銘文によると、^⑦もとの殷の常備軍であつた殷の八師をひきいて王命によつて東夷を征伐し、その軍は海盾（山東省の東北岸）にまで達したというような軍将であつて、彼が成王時代に活動した人であつたことは明らかである。従つて御正衛篋の時代はおのずからおしはかられるが、このことは普渡村の篋の年代を考へる場合に第一に参考とすべき有力な手がかりとならう。

饗首について、次に口縁部の下に巴紋と虺龍紋とを交互に配した横帯紋であるが、これはかなり多数の器に見られるものである。そ

の早いものは河南省安陽西北の薛莊から出た簋の上に見られ、殷代からずつと引きつゞいて行われた紋様であるが、ユルプスを作つた結果では、その下限は成・康王時代にとゞまり、しかもこの時代に集中して多いに思われる。その一例として第二図の12にかゝげたものは、これも一九五四年に江蘇省丹徒県から出た新出資料であるが、「宣侯矢簋」とよばれ、銘文によつて成王時代に属することがやはり明かなものである。

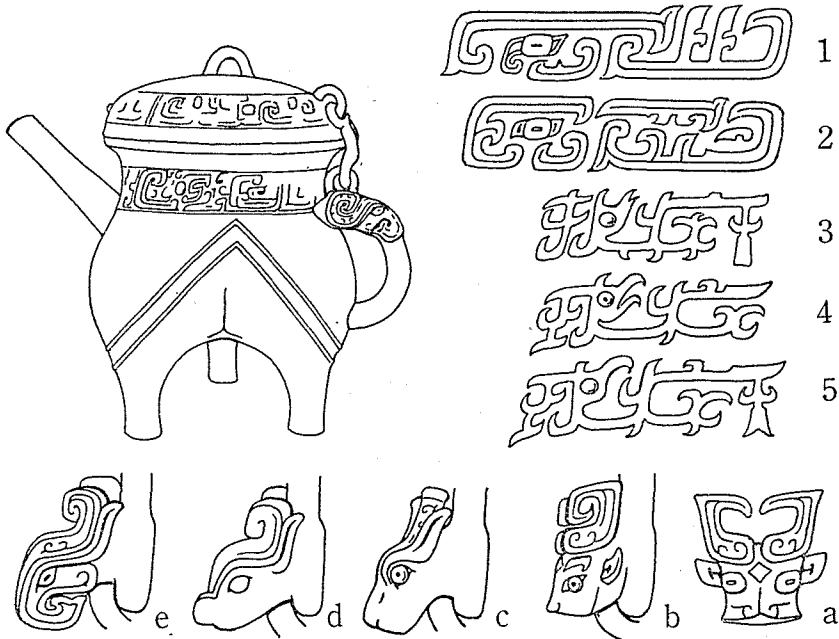
次に普渡村簋の脚部をかざる乙字形をした蛇紋であるが、これも殷代から見られるものであつて、第二図の11・13・14・15・16の諸器にはすべてこれが見られる。このうちの13の方鼎は河南省濬県から出土したと伝えられ、その主紋は成王時代の器である「令彝」にほとんど同じく、おのずからその時代が推知されるが、15の「臣辰卣」は上記の「令彝」と共に民国十八年に洛陽から同出したと云われている。また14の簋の主紋は、こゝにはかゝげ得なかつたが「旅鼎」のそれと全く同じく、しかもこの旅鼎は銘文から考えて、ほゞ成王頃ののものとしてよいと思われる。

次に第二図の下端にならべた15・16・17の三器であるが、この三つの卣の共通点は、いうまでもなく写実的な羊の頭をあらわしているその犧首である。15の臣辰卣については上にのべたが、このような犧首は濬県から出土した「檀伯達」の作にかゝる一具中の卣にも

見られ、その時代も成王頃と考えられる。17の卣の主紋は11の簋と同じであるから、ここに紋様のむすびつきは兎頭の犧首に歸つてゆくわけであるが、この兎頭のように、どうも写実的な形をつくることが周初に行われた好みの一つであつたように思われる。しかしそれはともかく、問題の普渡村の簋やメントン氏蔵の簋が何時頃のものであるかは、もはや明かになつたことゝ思うが、ではこの器にもとづいて、普渡村の第二号墓もその時代のものと考えてよいであらうか。

*

この見解に対して反対意見の出る根拠となるものは本墓から出た鼎（第一図の2）であつて、この器の形からいつても、また主紋からしても、その時代はもつとひき下げねばならないと思う。第三図の1はこの鼎の主紋であるが、これと同じものは見当らなかつたので、同図の2にはそれに最も近いと思ふ「克鼎」のものを図示した。大克鼎は二九一字の長文の銘をもち、小克鼎も七二字の銘をもつているが、ともに厲王時代の器であつて、両者は文様も等しい。しかも2のような紋様は共王頃から厲王・宣王頃の西周後期の銅器にしばしば見るものであるから、紋様としては同じ系統に属する1も、やはりこれに近い時代のものとせねばならないのではなからうか。しかし一つの紋様だけをとつてこう言い切つてしまうことには不安



第三図 普渡村出土の盃と轅首の変遷

があるが、これに傍証を与えるものは、同じく普渡村で楊忠信が掘った甕簋から出土した十七の銅器である。そのうちの鼎は写真が鮮明でないために細部はわからないが、^⑧ 墓が大きいだけに大型であることを除けば第二号墓の鼎とほとんど同形式であると思われる。これも一つの比較参考資料であるが、しかもこの鼎などと一緒に出土した「盃」には^⑨

隹三月初吉丁亥、穆、王在下減成。穆、王饗醴、即邢伯大祝射。穆、王葭長由目述即邢伯。邢伯氏殲不姦。長由葭曆。

敢对揚天子不杯休、用肇作尊彝。(郭沫若氏积说)

という銘文があつて、はつきり穆王の時代のものであることが知られるのである。そうすると前記1の紋様をおびる普渡村第二号墓の鼎も、だいたい穆王の頃のものとして推定する根拠がしつかりしてくるわけである。

*

さてこのように解すると第二号墓には成王頃の銅器と、穆王頃の銅器とが共存して一具をなしていたことになるが、そのように見て誤らないであろうか。先にはその益が成王頃に属する器と関連性を強くもつていふことを説明したが、その下限、即ち時代の下る方向への考察は不十分であつた。そこでこゝには紙幅の都合上コルプスの要点を簡単化した図表を第三図の下段にかゝげたが、これによつ

て考えて見よう。

そのaは普渡村第二号墓の簋や第二図11などの簋の口縁に近い帯紋の中央に見られる半立体的な犧首であるが、わが国の兕の鋹形のような双角が特色的である。bはそれが立体化して甬の提梁（さげ）の両端につけられた場合であるが、cはやはり周初の器にさかんに使われる犧首である。このcの角がbの形に修飾されるとdとなり、さらにその鼻端が象の鼻のような形に変形されるとeの如くなる^⑧（象の紋様が周初に好まれた一列をわれわれは第二図15の臣辰甬に示した）。ところがこのeなる形の犧首は、前記薯蓣から出た穆王時代の盃（第三図左）に見るものであるから、こゝにaからeに至る犧首のあいだの関連を通じて、その間の紋様系列的な距離というものを考えねばならぬと思う。従つてこのような点にかえりみて、aの犧首をもつ第二号墓の簋をeの犧首の行われている穆王の時代にまでひき下げることは無理で、簋と鼎の間には距離を考えねばならないと思うのである。

このように両者が時代をことにするとすれば、では他の六器はどうであらうか。まず目立つのは尊（第一図3）であるが、その肩の上面に見る虬龍紋（第三図3）は、前記の臣辰甬や、康王時代の器である周公盤の上にはどこされたもの（同図の4と5）と殆んど同じである。また尊の器形そのものも、むしろ殷の要素をまた強くも

つていて、おのずからその時代を考えさせるが、このように見てくると、それは簋と相伴つたものとしてよい。またそれに添えられた銅杓も古い形式であるから、これも問題がないと思う。次に作りの全く同じな二つの爵（第一図6・7）は、考古学報にのせられた実測図も写真もまずくて、考察には甚だ有力な手がかりとなる犧首などもよくわからない。しかしその重々しい全体の感じや、複雑な梁（ヒレ状に胴部から突出している飾り）などは西周初期のものに見る適性であるから、これも今は簋と同じころのものとは考えたい。そこで残るのは二つの小さい鬲（第一図4・5）であるが、これは胴の下面に三つの足のあいだをつなぐような形で線が走り、大きな三角形をかこんでいるが、このような特色から見ると、この二器は鼎と時期を同じくするものと考えられる。

二

以上の如く普渡村第二号墓から出た器群は製作時をことにする器がよせ集められて出来ているとすれば、こゝにまた第二の問題があると思うが、まずこの点から少し考えて見ることにしたい。

すでに前にのべたように、古銅器の研究においては、資料となる銅器がほとんど遺跡から遊離してしまつていて、その点で考古学的な研究に困難があつたが、一九二三年に出土した山西省李峪村の一

群の銅器をはじめ、その後いくつかの器群が出土してきたことは、出土状態や古墓の構造などの具体的な様子はわからないにしても、ともかくも伴出関係が知られる一括遺物として重要視され、研究に一步を進める機縁をつくってきたのであつた。ところがこゝにこうして明らかになつてきた普渡村の実例は、たとい同一古墓から出土したものであつても、直ちにそれを同一時代のものと考へてはならぬ事を示しているわけである。

こうしたことはむしろ常識的なことで、今さらとりたてゝ言うのはおかしいと思われるかも知れないが、われわれが主観的にとかく陥りやすい缺点であつて、出土に関する些細な点のわからない一括遺物の場合はもとより、同一古墓から出た器群であつても、その個々について十分比較考察を行わねばならぬと云うことは、研究上やはり大切な事柄であると思う。しかし問題はこれで終るわけではない。なぜならば普渡村出土の簋を伝世したものと考えらば、それは古墓から出る古銅器群の成り立ち、ひいてそれらが持つ意義と云うことについて、もう一度考へなおすべきことをわれわれにうながすからである。

言うまでもなく、これまでに知られている資料では中国の古銅器は古墓から出土するが、その器体には銘文を鑄込まれているものが相当にあるので、それによつてわれわれは或る点までは古銅器が如

何なる意味で古墓に納れられたかを推察できるように考へてきた。今一例をあげるならば、たとえば「鬲」および「鬲」によばれる器には

佳明保殷成周年。公錫作冊鬲。鬲揚公休用作父乙宝尊彝。

(以下記号の文字四)

とあつて、「鬲」という人物が功によつて「明保」すなわち「周公」から鬲貝をたまわつたが、この休(たまもの)によつて「父乙」のため、この器をつくつたと云うのである。このように功によつて王侯から恩賞をうけ、それを記念して父祖のための祭器をつくつたと云うのが、作器の由来として最も一般的に見られるものである。そうするとこの器が作られた「時」はどういう事になるかを考へてみると、それは作器者が賞賜をうけた時につゞくが、その人のために器がさゞげられている父祖のなくなつた時とは一致するわけではない。そこでこの器が、当の父祖の墓から出るとは考へられないことになるから、それは葬墓とは別な祖廟にならぶ祭器の列に加えられたものとせねばならないであろう。このように古銅器は今のところ葬墓から出土してくるが、元來のその「生れ」は葬墓のためのものではなかつたと云うことは、銅器の性格を考へる上に一つの重要な点であると思う。

しかしそれはしばらくおくとして、それではこれらの古銅器を出す葬墓の主は誰であるかという問題であるが、それが器のさゞげら

れた父祖ではないとすれば、その次には作者自身ではなかつたかと考えるのが順序であろう。ことにその銘文の内容には作者の功業を誇らかに記しているのであるから、それを彼の墓壙におさめることはたとえ後の時代によく行われた墓誌銘などの場合も思いあわされて、ごく自然なことのように考えられる。そして祖廟の祭器はその一部を失うことになるから、新たに補充せられたでもあろうが、勿論この際に、「失う」という表現は当を得ていない。それは祖廟から墓内の祭壇にうつし陳べられたまでであつて、決して失われたのではなく、むしろこゝに考えられる廟所と墓の關係こそが重要な点であると考えられる。しかしそれはともかく、この墓主を作者自身と考えることはそれでよいのだろうか。

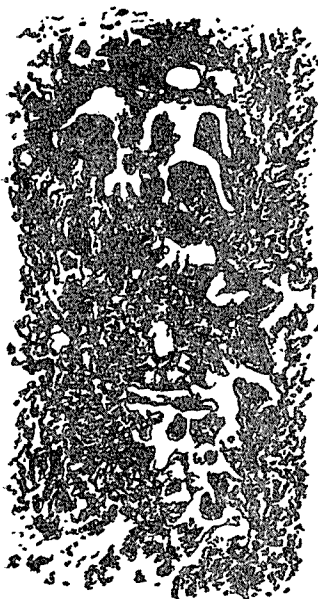
この解釈に対して第一に問題になるのは、銘文の末尾にしばしば見られる「子々孫々永宝」という句であつて、これには、はたと行きつづまらざるを得ない。そこでこの句を、器をほめたゞえるための吉祥句ではなからうかと云うような苦しい解釈も考えてみたが、これも主観的な、根拠のないものであつて、とても主張するだけの勇氣はない。そのみでなく、作者自身の墓という解釈には矛盾する一つの例が出てきたのであるが、それは「祖丁」のために作られた「作冊大鼎」と、「父丁」のためにつくられた「令彝」「令尊」とが民国十八年に洛陽から同出したという事実である。この三器は

銘文の末尾に部族のマークかと考えられる「鳥・冊・冊」という象文字をいずれも持つているから、「令」は「作冊大」にとつては父の列にある人でなければならぬ。このように作者のちがう銅器が同出したということになると、その墓主はいつたい誰になるであろうか。前にのべたような私の解釈はくずれてしまい、令彝・令尊は少くとも作冊大の時代までうけつぎ保たれてその墓壙におさまり、「令」自身の墓には入らなかつたと考えねばならなくなってくる。

しかしこのようにして「作者自身の墓」説がくづれてしまうとすれば、祖廟の祭器のうちから、どんな器が、どんな機縁によつて選ばれて誰の墓に入るかの問題は全く漠然としてしまうことになるが、こゝに問題となるのは「令彝」などが同出したという「同出」の意味である。郭鼎堂氏の論文によれば三十余器が同出したとも書かれているが、それが同一墓から出たのか否かゞ、どうもはつきりしない。この点が明確でないとすると、「作者自身の墓」説には矛盾する例があるとあまり強く主張することもできなくなってくるが、こうした私の疑問からすると、新出普渡村の銅器群がもつ意義は大きい。ここでは銅器の伝世ということは否定できないから、問題の籛は作者自身の墓からは出ていないと断ぜざるを得ず、「子々孫々永宝」の句も重んじなくてはならなくなつてくるからである。

そこでこゝまで考えてくると同時に問題になつてくるのは、先に普渡村の篋についてのべた第一の点、即ちそれがメントン・コレクシヨンの篋と、全くといつてよいほどよく似ていることであるが、この二器は表飾の細部について見ても甚だよく一致するようなので、あるいは同范から出たものではないかという考えさえ持たされる。

もとより実物を見ずに、たと写真だけでそのような事をいうのは危険であるが、しかしこれほどよく似た器は（イミテーションの場合とはかく）そんなにあるものではないから、たとえ同范ではなくとも、少くとも同時につくられたものと考ええることは、古銅器をこれまでに見てきた常識から言つても殆んど許されてよいと考える。もしそういうことになれば、古銅器の「仕入れ物」的な存在を考えない限り、この二つの篋はもとは一つの祭祀のために共に作ら



第四図 篋の銘文

れたが、それが一つは普渡村の古墓から出、他はそのほかの或る古墓から出てメントン氏の手に歸したと考へねばならないであろう。そうなればこの双器は、伝世のまにまに分れ分れになつてしまつて、こういう結果になつたとしても解しなければならぬ。

しかしこれらは仮定の上になつた議論で、もつとはつきりした資料が得られるまでは、あまりつきすゝんだ空論はさしひかえねばならないが、上の仮説がもつ大きな弱みは、普渡村の篋が図象の文字からなる銘（第四図）をもつているのに、メントン氏の篋には銘があるか否かとわからないことである。もし同じ銘があるならば弱点が逆に強味となつてくるが、これは将来の機会をまつより仕方がない。しかしこゝで気になることは、普渡村の篋の銘があまりにも古い形式の絵文字であることである。そのために、この篋は私が考えたよりも時代のさかのぼるものであるかも知れぬという疑いが持たれぬでもない。そこで仮りにこれを殷末のころのものとするれば、戦争などの際の劫掠によつて、もとの双器が別々の葬墓におさまる機縁がうまれ、或いは銘文にもまして戦勝の功業をありありともの語る異質の銅器が一連の祖廟祭器に加わる、そのような場合も考へるうちにに入れておかねばなるまい。

以上、私はあまりにも想像説をたてなればすぎたようであるが、事实上、古銅器の問題はまだまだ五里霧中である。たゞ私は有りう

べき可能性のいくつかを述べて、将来にそなえたいと思うものであるが、新出普渡村の例を得たことは、こうした考察を行うさいに必ず顧みるべき重要な条件「伝世」ということをはつきりさせてくれた点で甚だ注目すべきものであることをこゝに述べたいと考えた次第である。

*

なお私は、以上にもその一部を援用したように古銅器の形態的研究を試み集成図をつくっているが、その必要上から古墓出土の銅器がどんなセットを構成しているかを注意している。しかしこれはきわめてまちまちであつて、どうもその間に一定のプリンシプルをつかみにくいように思う。古銅器の生れは、先にも述べたように祖廟の祭器であると考えねばならない。そして一九五四年に楊忠信が壺窖をつくる時に掘り出した十七器のうちの銅鼎は、内に獸骨が盛りれていたというから、墓中におさめる器は供物として酒肉をさゝげするためのものであつたと考えねばならない。作器者自墓説はくずれたから、如何なる器が如何なる理由で選ばれるかはわからないが、とにかく祖廟の祭器群のうちから、この供養の目的を果すに足るだけの数器が選ばれるとすれば、その際にセットとしての考えがどの程度厳密な意味で考えられていたかは問題なのではないかと考えている。ただこの場合に注意すべきことは、普渡村第二号墓からは八

個の銅器のほかに二個の陶製の盃(台付きの深鉢)が出ていることである。こうした土器は、これまで見落されている場合が多いのではないかと思うが、セットを考える際には是非これからも顧みられねばならないものであろう。

*

なお最後にあげたいのは本稿の初めにのべた腰坑のことであるが、殷代に盛に行なわれたこの風習が、穆王の頃と思われる本墓でもなお保たれていることは注目しなければならない。それに関連して思ひあわされるのは大孟鼎・小孟鼎の銘文がその文末に王の即位年数を記するという殷代の記述形式を併用し、またその内容には殷の百官諸侯が釁酒にふけて官紀をみだし、殷王朝が天命を失うもとなつたと云うことを述べている点である。康王の時代にはこのように殷代に対する追憶がまだよく生きていたことがこの二つの銘文によつても知られるが、墓制などでは、その伝統が穆王の時代にまでも続いていたことを本墓は示している点で、甚だ興味深いと思う。

① 石興邦氏は銅器を出した古墓を第二号墓、新らしく発見したものを第一号墓としている。後者からは土器一八個が出たが、銅器は出なかつた。

② 文物参考資料一九五五年第二期に何漢南氏が略報をよせている。この古墓の大きさは長さ四・二米、幅二・一五米である。

また考古通迅一九五五年第三期にもごく簡単な記事があるが、

この墓から出た盃と頗の写真をのせている。

- ③ 遺物としては銅器八件、土器二件のほかに長さ八・五種の玉戈、鳳紋を両面に線刻した瓊形の玉飾品、柄形玉、方形の蚌飾、三角形の小さい石飾品、蛤蚶と貝(子安貝)若干等を出している。

④ 考古学報の図版はスケールがまちまちなのでここに整理して製図した。なるべくものとそのまま思ったが、尊の破壊して失われた口縁部は意を以て補った。

⑤ たとえば考古学報第十冊陳夢家氏「西周銅器断代」の図版十四・十五にのせる令罍二器を見られたい。なお石興氏図1の罍はその犧首などが正確に書かれていないから、考古学報第八冊図版第十、及び同十六の2の拓本とを参照されたい。

⑥ 武英殿彝器図録第五七図参照。

⑦ 小臣隤簋の銘(善齋彝器図録第七〇)

⑧ 河南吉金図誌贖稿第一〇図参照。

⑨ 考古学報第九冊。陳夢家「西周銅器断代」図版七参照。

⑩ 第二図の11は The Museum of Far Eastern Antiquities Stockholm, Bulletin No. 9, Pl. XI. 13は同1三三三図。14は同二〇四図。15は同六五五図。16は同六二二三図参照。

⑪ 支那古銅精華第一卷十一圖参照。

⑫ 考古学報第九冊、陳夢家氏論文図版十。

⑬ 17の器は雙劍詔古器物図録上二八参照。

⑭ 尊古齋所見吉金図第二卷第十四圖参照。

⑮ 商周彝器通考下卷第六六圖参照。

⑯ 文物參考資料一九五五年第二期一三〇頁。

⑰ 同右。釈詁は同書一二八頁。また考古通訊一九五五年第三期にも、より鮮明な図版がのせられている。

⑱ 第三圖下段bは The Museum of Far Eastern Antiquities Stockholm, Bulletin No. 9, Pl. XVII,

cは容庚・商周彝器通考下卷第六五八圖。dは善齋彝器図録一二二圖。eは商周彝器通考六一一圖を参照。

⑲ 考古学報第八冊。石興邦氏論文挿圖第十一(一一頁)参照。

⑳ 善齋彝器図録第一一八圖参照。

㉑ 容庚氏は商周彝器通考で作冊大方鼎三器に関してこのことを述べている(同書上卷三〇八頁参照)

㉒ 書道全集一卷(平凡社版)35・36・47図参照。

㉓ 郭鼎堂臣辰盃銘考釈(燕京学報第九冊)

㉔ 文物參考資料一九五五年第二期一二九頁。

㉕ 考古学報第八冊石興邦氏論文図版五の2・3。

㉖ 貝塚茂樹氏中国古代史学の発展一五一頁一五四頁参照。

なお古銅器作成の意味に関しては、東周時代はまた別個に考うべく、ここには西周時代のものについて述べたものであることを附記しておく。